

三重県人権教育基本方針 第3次改定 最終案

三重県人権教育基本方針（現行）	最終案	改定理由
<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義しています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務としています。</p> <p>三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。</p> <p>具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。</p> <p>人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。</p> <p>さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方をもち、個々の取組を着実に進めていくことが求められています。</p> <p>三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。</p>	<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義し、<u>段階的に目標を定め、計画的に取組が進められています。</u>このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなす」という<u>共通認識</u>が広く定着し、<u>すべての人の人権を実現することをめざす持続可能な開発目標の達成にも主要な役割を果たすとされています。</u>また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、<u>国や地方公共団体の責務としています。</u><u>三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」で学校教育等を通じ人権教育を積極的に推進することを定めています。</u>①</p> <p>三重県教育委員会はこれまで、<u>国内外の人権や人権教育に関する動向をふまえながら、1997（平成9）年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。</u>②</p> <p>具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなく<u>それらを解決し、社会を変えていく具体的行動につなぐことをめざしてきました。</u>また、その取組にあたっては、<u>偏見や差別によって一人ひとりが抱えさせられている課題</u>や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。③</p> <p>人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、<u>人権侵害を被っている人々の意見や思いを聴き、その視点に立って考えることが必要です。</u>④<u>また、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身に付けるとともに、子どもの権利を尊重し、その最善の利益が実現されるよう取り組むことが必要です。</u>⑤</p> <p>さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、<u>協働して公の取組を進めていくという考え方に立ち、互いの取組に学びながら、個々の取組を着実に進め、充実させていくことが求められています。</u>⑥</p> <p>三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、<u>さまざまな人権問題を解決するため、日本国憲法や国際条約、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」その他の差別を解消するための法律や条例などに</u>基づき、<u>県全体の人権教育を各主体と協働しながら積極的に推進して</u>いきます。⑦</p>	<p>① 2005年からスタートした人権教育のための世界プログラムは、「初等中等教育のための人権教育」をテーマとする第1フェーズが2009年まで行われ、2014年までの第2フェーズ（「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」がテーマ）、2019年までの第3フェーズ（「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」）と進められ、現在2024年までの第4フェーズ（「青少年のための人権教育」）の取組が進められていることをふまえて追記しています。</p> <p>また、SDGsを定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施において、すべての目標を達成するための主要な力としても人権教育は基本的な役割を果たすとされていることをふまえ追記しています。</p> <p>さらに、2022（令和4）年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行となったことを記載しています。</p> <p>② 現行の人権条例（差別解消条例）との違いをわかるようにするため、施行年を追記しています。</p> <p>③ 「社会を変えていく具体的行動」が、差別を解消することで社会の状況を変えようとしてきたことであるとわかるよう、「社会を変えていく」の前に「それらを解決し、」を追記しています。</p> <p>また、一人ひとりの課題や悩みが人権問題によるものであり、偏見や差別が子どもたちの暮らしにさまざまな形で影響を及ぼしているということがわかるよう、「偏見や差別によって」を追記するとともに、「一人ひとりが抱えさせられている」に修正しています。</p> <p>④ 誰もが人権侵害の被害者となりうることから、固定的な印象を与えかねない「差別を受ける当事者」という文言を修正しています。</p> <p>⑤ 2021（令和3）年に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」で被差別当事者との出会いが教職員の人権問題に関する認識や指導に対する自信に好ましい影響を与えることが明らかとなっていることから、多様な人々との出会いの重要性を示す追記をしています。また、教職員が子どもの権利を尊重し、教育活動に取り組むことの必要性について新たに記述しています。</p> <p>⑥ 法律や条例を根拠に、さまざまな主体が差別の解消という社会共通の目的に向けて協働して取り組むことが重要であることから、「協働して公の取組を進めていく」ということを強調しています。また、「互いの力」や「地域の資源」という抽象的な表現を修正しています。</p> <p>⑦ 現行の三重県人権教育基本方針に位置づけている人権問題のうち、13の課題を明記しており、取組の根拠となるものであることから「人権教育・啓発に関する基本計画」を追記しています。</p> <p>また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」などに基づき、三重県教育委員会が市町との役割分担をふまえながら、協働して県内全域において人権教育を積極的に推進していく旨、文章を修正しています。</p>

Ⅱ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

- 人権についての理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。
- 一人ひとりの自己実現を可能にする。
一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※ 様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などで。

Ⅳ 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

Ⅱ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。⑧

- 自尊感情を高め、自他の価値を尊重する意識を育む。
一人ひとりが、自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につける。⑨
- 人権について理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身が有する権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を十分に身につける。⑩
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする行動力を身につけられるよう、個別的な人権問題について理解を深め、解決に向けた実践行動に必要な態度や技能を育む教育を積極的に推進します。⑪

主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等などがあります。⑫

社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。⑬

Ⅳ 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、教科等指導、生徒指導、学校経営、その他さまざまな取組など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。⑭

1 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。⑮

⑧ 自己実現を可能にすることは、人権教育の重要な柱である進路保障の取組がめざしたことであり、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現は、三重県教育ビジョンに込める想いである、誰一人取り残さない教育の推進にも重なるものであることから、三重県人権教育基本方針における目的に位置づけています。

⑨ 一人の人間として大切にされていると実感できる中で、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生えてきます。そのため、1つめの目標として、子どもたちの自尊感情の向上を位置づけています。

⑩ 人権について身につける知識として、人間が生まれながらに誰もが有している具体的な権利であることが分かるよう、文言を修正しています。また、「知的理解」の内容として、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個々の人権問題に対する理解を深めるという個別的な視点からのアプローチが必要であることを示すため、追記しています。

現行の3つめの目標については、目的の中に位置づけなおすことで、目標としては削除しています。

⑪ 課題の解決に向けた行動力を身につけるためには、個別的な人権問題に関する知識と具体的な行動に結びつく意欲や態度、技能（3側面の資質・能力）を育成する必要があることを追記しています。

⑫ 三重県人権施策基本方針案の内容をふまえ、現行の方針において「様々な人権に係わる問題」の1つとして示していた「ホームレスの人権に係わる問題」は「貧困等に係る人権課題」に含めることとするとともに、「ひきこもりに係る人権課題」を新たに追記しています。

また、近年、個別的な人権問題を解決するための法律や条例が制定され、教育の実施を明記しているものもあることなど、人権問題に対する社会的関心の高まりをふまえ、「5つの問題」と「それら以外のさまざまな問題」を分けずに示すこととしています。

⑬ 新型コロナウイルス感染症に関わって発生した人権に関わる問題を教訓に、今後取組が必要となる新たな問題への対応について追記しています。

⑭ 「人権教育の目標」の表記に合わせて修正しています。また、主体性を育む教育活動が重視されており、体験的な教育活動や、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間に取り組む子ども主体の学習活動などにおいても人権の視点を取り入れることが重要であることから、「さまざまな取組」を追記しています。

⑮ 人権教育は言うまでもなくすべての学校において取り組むものであることから、「すべての学校において」を削除しています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の記述に合わせ「現在」を追記しています。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。

(2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。

2 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

(1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態を明らかにします。

3 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。

(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。

(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。

(3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点から以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。

(1) すべての市町において、多様な主体による人権教育推進体制が確立できるよう協働し推進します。

(2) 人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。

(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。

(2) 地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。

3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。

(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、学校の多様性、包摂性を高め、意見表明や参加する権利などの子どもの権利や、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。 ⑯

(2) 子どもが、偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。 ⑰

2 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。 ⑱

(1) 身のまわりにある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。 ⑲

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会に存在する差別の実態を明らかにします。 ⑳

3 子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進します。 ㉑

(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。

(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。

(3) 家庭、地域、関係する学校および関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの体制で人権教育を推進します。 ㉒

人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点から以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。 ㉓

1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。

(1) 市町において、多様な主体による人権教育推進体制のもと、協働して取組を推進します。 ㉔

(2) 人権教育推進体制を構築する関係者の人権意識や実践力の向上および関係者の拡大に努めます。 ㉕

(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。

(2) 地域社会における課題を克服するため、人権教育推進体制を構築する関係者との協働による計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。 ㉖

3 さまざまな学習の場における人権教育を積極的に推進します。

(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。

⑯ 多様な子どもたちの存在や価値観が尊重され、包摂される学校をつくり、子どもの権利を保障する取組を進めるため、文言を追記しています。

⑰ 差別をなくす主体者の育成を意識し、差別が存在する社会に生きる一人であることを追記しています。また、全体通して表現を統一するため「状況を変革しようとする行動力」を「状況を変えようとする行動力」に修正しています。

⑱ ⑮と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。

⑲ 現行方針の(1)にある「子どもの生活の中にある～」は家庭生活だけでなく、学校生活や友だちとの人間関係など、一人ひとりの子どもの行動に関わるすべてを表すものであることから、文言を修正しています。

⑳ 実態を「差別の実態」であるとわかるよう追記しています。

㉑ ⑮と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。

㉒ 体制の確立をめざす段階から「確立された体制」で人権教育を進めていく段階に進めるため、修正しています。

㉓ 人権学習に限定せず、教育活動全体を通じたさまざまな人権教育の取組に修正しています。また、人権尊重の地域づくりは学校が核となって主体的に行っていく必要があることから、「意識を広める」に修正しています。

また、「指導者の育成」から「人権教育推進体制を構築する関係者の拡大」へと展開を広げていくよう、取組1(2)に新たに記述します。

㉔ すべての公立学校で人権教育推進協議会が組織され、人権教育が取り組まれていることから、表現を修正しています。

㉕ 子どもたちに関わるおとなの人権意識が子どもたちに及ぼす影響が大きいことから、人権意識の向上を追記しています。また、保護者や地域住民等、地域に開かれた人権教育活動を創出し、人権教育に対する協力者の拡大を図るため、文言を修正しています。

㉖ 地域社会における課題を克服するためには、地域住民等、人権教育推進体制を構築する関係者と課題を共有し、協働して取り組むことが重要であるため、新たに追記しています。

<p>(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。</p> <p>教育関係者の取組</p> <p>すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。 ● 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。 ● 人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。 ● 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。 ● 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。 ● 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。 ● 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。 <p>V 附則</p> <p>1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。</p>	<p>(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館・隣保館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。²⁷⁾</p> <p>V 教育関係者の取組</p> <p>教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。²⁸⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>さまざまな人権問題</u>が現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。²⁹⁾ ● 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。 ● 人権問題は、一人ひとりが自己に<u>関わる</u>課題として自覚していくことを<u>とおして解決していく</u>ものであるという認識に立ちます。 ● 社会に存在する<u>さまざまな</u>意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。 ● 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に<u>つけ</u>、教育実践力を高める研修に努めます。 ● 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解します。 ● 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。³⁰⁾ <p>VI 附則³¹⁾</p> <p>1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。</p> <p>2 <u>本基本方針に基づく取組の参考となる資料</u>を作成します。³²⁾</p>	<p>²⁷⁾ 地域社会全体で人権教育を進めるための施設の一つとして、隣保館を追記しています。</p> <p>²⁸⁾ 教育関係者の人権意識や指導力は人権教育を進めるうえで重要な教育条件であり、それらの向上を図る不断の研究や修養は不可欠なものであることから、推進方策の一つとしていた教育関係者の取組を独立して位置づけるため、連番「V」を追記しています。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、積極的に人権教育を「推進します」と修正しています。</p> <p>²⁹⁾ それぞれの個別的な人権問題の存在を、個々の事実をもとに認識することが必要であるという意図をわかりやすく示すため、「さまざまな人権問題が現在の社会の中に～」に修正しています。</p> <p>³⁰⁾ 三重県同和教育基本方針や三重県人権教育基本方針の表記を踏襲していることで全体の表記が統一されていないため、修正しています。 また、自明であることとして「日本の」を削除しています。</p> <p>³¹⁾ 教育関係者の取組にVをつけることに伴い、附則のVをVIとしています。</p> <p>³²⁾ 社会状況の変化に対応しながら方針に基づく取組を進めるため、参考となる資料を学校に示すことを新たに記述しています。</p>
---	--	---